

被害を受けた果樹の改植やそれに伴う未収益期間に要する経費の助成はありますか

《概要》

被害を受けた果樹の改植については、「果樹・茶産地再生支援対策」において、17万円/10a（ぶどう、もも、なし等の落葉樹）の支援を受けられます。

また、未収益期間に必要な肥料代や農薬代等の支援として、5.5万円/10a×改植の翌年から4年分（＝22万円/10a）が一括交付されます。

《留意点》

この事業は、産地協議会が全農岡山県本部を通じて実施する事業です。

改植する品種は、清水白桃やピオーネ等、県の推奨品種または被害樹の同一品種です。

被害を受けた樹体ごとの改植の総面積が農家単位で概ね2a以上となる場合が対象となります。

産地をカバーする生産出荷団体や市町村、JA、普及指導センター等により組織する「産地協議会」があることが必要です。

産地として、改植を行う者や販売・生産戦略、園地、労働力の適正化などを定めた「果樹産地構造改革計画」が平成30年度内に策定されていることが必要です。

《今後のスケジュール》

中央果実協会（事業主体）への申請期限は、令和元年12月末までです。

《補助事業制度》

果樹・茶産地再生支援対策

《問い合わせ先》

担当部署	電話番号
全農岡山県本部園芸部園芸振興課 各農業協同組合園芸振興関係部課	086-296-0109
県庁 農産課園芸振興班	086-226-7425
備前県民局 農畜産物生産課	086-233-9827
備中県民局 農畜産物生産課	086-434-7032
美作県民局 農畜産物生産課	0868-23-1305